

1. 制限行為能力者

2021年1月16日(土)

制限行為能力者の種類による違い

種類	未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
要件	20歳未満の者 (但し、結婚すると行為能力者となり、離別しても戻らない。)	精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く「常況」にあり、家庭裁判所の審判を受けたもの。	精神上の障害により、事理を弁識する能力が、「著しく不十分」な者で、家庭裁判所の審判を受けたもの。	精神上の障害により、事理を弁識する能力が、「不十分」な者で、家庭裁判所の審判を受けたもの
能力の範囲	特定の行為だけ、単独でできる	原則として、単独でできる行為はない。但し日用品の購入は可能。	特定の行為だけ、単独で出来ない。不動産の売買契約：全て保護者の同意が必要。不動産の賃貸借契約：宅地5年以内、建物3年以内であれば単独契約が可能。	「補助人の同意」が必要な行為だけ、単独でできない
保護者	法定代理人 ・親権者 ・未成年後見人	成年後見人	保佐人	補助人
保護者の権限	・同意権 ・代理権 ・取消権 ・追認権	・代理権 ・取消権 ・追認権	原則：同意権、追認権 代理権付与の審判があれば、代理権も持つ。	原則：同意権、追認権 代理権付与の審判があれば、代理権も持つ。
行為の効果	同意のない行為は取り消せる	常に、取り消すことが出来る	同意またはこれに代わる許可のない行為は、取消すことが出来る。	同意またはこれに代わる許可のない行為は、取消すことが出来る。
相手方が催告しても回答がない場合	法定代理人への催告：追認	法定代理人への催告：追認	被保佐人への催告：取消 保佐人への催告：追認	被補助人への催告：取消 補助人への催告：追認